高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について等の一部を改正する規程

〇高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成 12･09･20 立局第３号）・・・

〇高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について（平成 12･09･20 立局第３号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

制定　平成１２・０９・２０立局第３号　平成１２年１２月２２日
改正　２０２３１２１２保局第１号　令和　５年１２月２１日
保局第　　号　令和　　年　　月　　日

Ⅰ．～Ⅳ．　（略）

Ⅴ．検査組織等調査機関の指定要領

１．・２．　（略）

３．業務規程の認可の審査
　業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。
（１）～（４）　（略）
（５）容器保安規則第 46 条第２項の書面及び特定設備検査規則第 63 条第３項の書面の交付に関する事項
（６）・（７）　（略）
（８）検査組織等調査を行った事業所、工場又は事業場に係る検査組織等調査の申請書の保存に関する事項
（９）～（12）　（略）

４．・５．　（略）

別紙９　指定審査評価表（検査組織等調査機関）

審査項目	調　査　項　目	判　定　基　準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
（略）	（略）	１．～６．　（略）			
②　検査組織等調査員の数等に関する事項	・検査組織等調査を実施する者の数	７．統括検査組織等調査員１名が調査することができる事業所、工場又は事業場は 50 以下であり、かつ、指定を受けようとする区分ごとに、兼務することなしに最低２名（規則第 66 条の２第１項第３号の区分にあっては、１名）の統括検査組織等調査員を確保できるよう要員を確保していること。			
（略）	（略）	８．・９．　（略）			
④　検査組織等調査の業務の公正性確保に関する事項	・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（検査組織等調査以外の業務を実施している場合には、検査組織等調査以外の業務との関係を含む。）	10．規則第 66 条の３第４号ハ及び第 18 条の２各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1)～3)　（略） 4)　検査組織等調査を実施する者が、調査の対象となる事業所、工場又は事業場（以下「事業所等」という。）について、調査以外の業務を行わないことが明確に定められているこ			

改　正　前

高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について

制定　平成１２・０９・２０立局第３号　平成１２年１２月２２日
改正　２０２３１２１２保局第１号　令和　５年１２月２１日

Ⅰ．～Ⅳ．　（略）

Ⅴ．検査組織等調査機関の指定要領

１．・２．　（略）

３．業務規程の認可の審査
　業務規程の認可の審査は、次に掲げる項目について行うものとする。
（１）～（４）　（略）
（５）認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第 46 条第２項の書面及び特定設備検査規則第 63 条第３項の書面の交付に関する事項
（６）・（７）　（略）
（８）検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査組織等調査の申請書の保存に関する事項
（９）～（12）　（略）

４．・５．　（略）

別紙９　指定審査評価表（検査組織等調査機関）

審査項目	調　査　項　目	判　定　基　準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
（略）	（略）	１．～６．　（略）			
②　検査組織等調査員の数等に関する事項	・検査組織等調査を実施する者の数	７．統括検査組織等調査員１名が調査することができる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場は 50 以下であり、かつ、指定を受けようとする区分ごとに、兼務することなしに最低２名（規則第 66 条の２第１項第４号の４の区分にあっては、１名）の統括検査組織等調査員を確保できるよう要員を確保していること。			
（略）	（略）	８．・９．　（略）			
④　検査組織等調査の業務の公正性確保に関する事項	・公正性確保のための条件について、以下の事項を確認すること（検査組織等調査以外の業務を実施している場合には、検査組織等調査以外の業務との関係を含む。）	10．規則第 66 条の３第４号ハ及び第 18 条の２各号に規定する内容が記載されたものであり、次の要件に適合していること。 1)～3)　（略） 4)　検査組織等調査を実施する者が、調査の対象となる事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場（以下「事業所等」という。）について、調査以外の業務を行わないことが明確に定			

		と。 5)～8)　（略）			
（略）	（略）	11.　（略）			
⑥　技術的能力に関する事項	・技術的能力	12. ISO/IEC 17021-1 の認定及び ISO/IEC 27006 の認定を取得していること（規則第 66 条の２第１項第３号の区分に限る。）。			
（略）	（略）	13. ・14.　（略）			

別紙 10　業務規程認可審査評価表（検査組織等調査機関）

審査項目	調　査　項　目	判　定　基　準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	（業務規程の記載事項） （略） ・検査組織等調査を行おうとする区分の事業所、工場又は事業場に応じた調査項目に係る調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 （略） ・容器保安規則第 46 条第２項の書面及び特定設備検査規則証第 63 条第３項の書面の交付に関する事項 （略） ・検査組織等調査を行った事業所、工場又は事業場に係る検査組織等調査申請書の保存に関する事項 （略）	○　規則第 66 条の 11 に規定する項目が全て業務規程中に定められていること 1)　容器保安規則第 46 条第２項の書面等の交付について、法人の内部での手続きが明確に規定されていること。 2)～13)　（略）			

		められていること。 5)～8)　（略）	
（略）	（略）	11.　（略）	
⑥　技術的能力に関する事項	・技術的能力	12. ISO/IEC 17021-1 の認定及び ISO/IEC 27006 の認定を取得していること（規則第 66 条の２第１項第４号の４の区分に限る。）。	
（略）	（略）	13. ・14.　（略）	

別紙 10　業務規程認可審査評価表（検査組織等調査機関）

審査項目	調　査　項　目	判　定　基　準	区分ごとの評定		特記事項
			合	否	
業務規程に関する事項	（業務規程の記載事項） （略） ・検査組織等調査を行おうとする区分の事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に応じた調査項目に係る調査の方法及びその結果の判定方法に関する事項 （略） ・認定完成検査実施者調査証、認定保安検査実施者調査証、容器保安規則第 46 条第２項の書面及び特定設備検査規則証第 63 条第３項の書面の交付に関する事項 （略） ・検査組織等調査を行った事業所、第一種貯蔵所、工場又は事業場に係る検査組織等調査申請書の保存に関する事項 （略）	○　規則第 66 条の 11 に規定する項目が全て業務規程中に定められていること 1)　認定完成検査実施者調査証等の交付について、法人の内部での手続きが明確に規定されていること。 2)～13)　（略）			

〇特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について（20180323 保局第６号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
自主保安高度化事業者の認定について 制定　２０１８０３２３保局第６号　平成３０年　３月３０日 改正　２０１９０６０６保局第１号　令和　元年　６年１４日 （略） 保局第　号　令和　年　月　日	**特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について** 制定　２０１８０３２３保局第６号　平成３０年　３月３０日 改正　２０１９０６０６保局第１号　令和　元年　６年１４日 （略）
（削る）	Ⅰ．特定認定事業者について １．特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件 高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号。以下「令」という。）第 10 条ただし書に規定する経済産業大臣の認定（以下「特定認定事業者に関する認定」という。）の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 20 条第 3 項第 2 号による完成検査若しくは法第 35 条第 1 項第 2 号による保安検査に係る認定又は法第 39 条の 8 による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であって、それぞれの認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。 ２．特定認定事業者に関する認定の申請手続き （１）液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第 92 条の 2 第 3 項、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 94 条の 2 第 3 項又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 49 条の 2 第 3 項に規定する液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 に定める認定の基準に適合していることを説明する書類については、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う事前調査（以下「特定認定調査」という。）の結果を添付することができることとする。 （２）特定認定事業者に関する認定の申請は、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとする。 （３）特定認定事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「特定認定申請者」という。）は、申請書(添付書類を含む。以下同じ。)正本 1 通及び副本 2 通を、認定に係る法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。 （４）産業保安監督部長は、上記（３）の申請書のうち、正本 1 通を経済産業大臣に、副本 1 通を都道府県知事（認定に係る法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が令第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。Ⅱ．２．（２）、８．（２）並びに９．（１）④及び⑤並びに（２）において同じ。）に送付するものとする。 （５）特定認定申請者は、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に関する認定又は更新と同時に申請する場合、重複する添付書類については認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の申請書に添付すれば足りる。 ３．特定認定調査の申請手続き （１）特定認定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める特定認定事業者調査マニュアルに基づき、法第 20　条第 3　項第 2 号の申請をする者にあっては、様式 1 の特定認定完成検査実施事業者調査申請書を、法第 35 条第 1 項第 2 号の申請をする者にあっては、様式 2 の特定認定保安検査実施事業者調査申請書を協会に提出するものとする。 （２）特定認定完成検査実施事業者調査申請書及び特定認定保安検査実施事業者調査申請書には、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 に定める認定の基準に適合していることを説明する書類を添付するものとする。

	（３）協会は、特定認定調査においては、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める技術基準に適合することについて調査を行うこととする。 （４）（３）の規定により協会が行う特定認定調査は、書類調査及び現地調査又はこれに類する調査により行う。 （５）（４）の「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。 （６）特定認定調査を申請しようとする者は、（５）の図面、写真及び映像その他調査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 の基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他の資料を（１）に定める書類に添えて提出するものとする。 （７）協会は、特定認定調査を行った結果、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準に適合すると認めるときは、法第 20 条第 3 項第 2 号の申請をする者にあっては、様式 3 の特定認定完成検査実施事業者調査証を、法第 35 条第 1 項第 2 号の申請をする者にあっては、様式 4 の特定認定保安検査実施事業者調査証を交付するものとする。 ４．特定認定事業者に関する認定の方法 （１）特定認定事業者に関する認定の範囲 特定認定事業者に関する認定は、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとし、法第 20 条第 3 項第 2 号又は法第 35 条第 1 項第 2 号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。 （２）肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定 保安検査の方法のうち、液石則第 80 条第 2 項第 2 号イ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号イ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）で規定する減肉であって、７．に掲げる表中五２を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行うことができる。 （３）保安検査に係る責任者の選定 液石則第 80 条第 2 項第 2 号ハ、一般則第 82 条第 2 項第 2 号ハ又はコンビ則第 37 条第 2 項第 2 号ハの保安検査に係る責任者とは、７．に掲げる表中五１に基づき整備された保安体制において選任された責任者をいう。 （４）施設の追加 ① １．から３．まで、４．（１）から（３）まで及び４の２．の規定は、液石則第 92 条の 6、一般則第 94 条の 6 又はコンビ則第 49 条の 6 の規定により施設を追加する場合に準用する。 ② 特定認定事業者が液石則第 90 条第 1 項若しくは第 2 項、一般則第 92 条第 1 項若しくは第 2 項又はコンビ則第 47 条第 1 項若しくは第 2 項の規定により自ら特定変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができる製造施設又は貯蔵設備の追加をする場合は、液石則第 92 条の 6、一般則第 94 条の 6 又はコンビ則第 49 条の 6 の規定により行う施設の追加が認められる場合に限って、認めることとする。 ③ 添付書類のうち特定認定事業者に関する認定の新規又は更新に係る申請時に提出したもの（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に関する認定又は更新と同時に申請を行い、当該認定又は更新の申請書のみに添付した添付書類を含む。）と変更がないものについては、省略することができる。 ④ 追加された施設に係る認定の有効期間は、当該事業所又は第一種貯蔵所の特定認定事業者に関する認定の有効期間の終了する日までとする。 （５）特定認定事業者認定証の交付 経済産業大臣は、液石則第 92 条の 2 第 3 項、一般則第 94 条の 2 第 3 項又はコンビ則第 49 条の

2 第 3 項に規定する申請の内容が液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準に適合していると認めるときは、認定完成検査実施者に対しては、液石則第 92 条の 2 第 4 項で定める様式 54 の 4、一般則第 94 条の 2 第 4 項で定める様式 55 の 4 又はコンビ則第 49 条の 2 第 4 項で定める様式 34 の 4 の特定認定完成検査実施事業者認定証を、認定保安検査実施者に対しては、液石則第 92 条の 2 第 4 項で定める様式 54 の 5、一般則第 94 条の 2 第 4 項で定める様式 55 の 5 又はコンビ則第 49 条の 2 第 4 項で定める様式 34 の 5 の特定認定保安検査実施事業者認定証を交付するものとする。

４の２．現地確認

（１）協会は、３．（５）に定める図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った場合は、原則として認定が行われた後３ヶ月以内に現地確認を行い、その結果を経済産業大臣へ報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により、３ヶ月以内の実施が難しい場合は、この限りでない。

（２）（１）の現地確認は、図面、写真及び映像その他の資料の確認を行った事項について行うものとする。

５．特定認定事業者に関する認定の更新

１．から４の２．までの規定は、特定認定事業者に関する認定の更新に準用する。この場合、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。

６．特定認定事業者に関する変更の届出

（１）液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 の規定により、遅滞なく届出を要する場合とは、液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 に定める認定の基準に適合していることを説明する書類に記載された事項に係る変更であって、当該変更の内容が特定認定事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合とする。

（２）特定認定事業者は、液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 に規定する変更の届出については、法第 39 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の届出と同時に届け出ることができる。この場合、法第 39 条の 9 第 1 項又は第 2 項及び液石則第 92 条の 5、一般則第 94 条の 5 又はコンビ則第 49 条の 5 に規定する届出のうち、重複する書類については、認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者に係るどちらか一方の変更届出書に添付すれば足りる。

７．特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について

液石則第 92 条の 3、一般則第 94 条の 3 又はコンビ則第 49 条の 3 で定める認定の基準について、その適合性の評価にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。

なお、判断の視点における詳細事項は例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。

また、特定認定事業者に関する認定にあたっては、液石則第 92 条の 3 第 6 号、一般則第 94 条の 3 第 6 号又はコンビ則第 49 条の 3 第 6 号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

認定の基準	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	

		一　危険源の特定及び評価並びにその結果に基づく必要な措置を高度に実施していること	1　高度な人材の確保	イ　多様な立場からの関与 (1)　保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加していること	(1-1)　リスクマネジメントの体制が定められ、保安管理組織、設備管理組織及び運転管理組織のそれぞれから適切に参加し、合議していること (1-2)　リスクランクに応じて、承認者を明確化していること。
				ロ　有資格者の参加 (1)　適切に自社内の資格制度を構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること	(1)　必要な知識及び経験を明確に規定した自社内の資格制度の構築、外部の資格制度の活用又はこれらと同等の取組を実施していること
			2　高度なリスクの抽出	イ　非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントの実施 (1)　非定常時の作業、工程及び運転等を含めたリスクアセスメントを主要な設備に対して適切に実施していること	(1)　非定常時のリスクアセスメントについて、実施する対象を適切に選定した上で実施しており、継続的改善を行っていること
				ロ　新たな危険源の特定のための適切な見直し (1)　危険源の抽出は、適切に定期的見直しを行っていること (2)　リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等、リスク抽出の工夫を適切にしていること	(1)　定常及び非定常を含む事業所全体の活動を捉えた危険源を抽出し、適切に定期的見直しを行っていること (2)　リスクアセスメントの見直しの際に、新たな有資格者を加える等のリスク抽出の工夫を適切にし、継続的改善を行っていること
				ハ　設備変更に係る成熟した評価の実施 (1)　変更管理におけるリスクアセスメントについて、内部組織における第三者による確認を適切に実施していること	(1-1)　設備変更を含め変更管理の対象が明確であり、対象ごとにリスクアセスメントを実施し、リスク低減対策等の継続的改善を適切に行っていること (1-2)　リスクアセスメントは、リスクアセスメント当事者以外の内部組織における第三者による確認を実施していること

			３　高度なリスク低減対策	イ　達成すべきレベルまでの適切なリスク低減対策 (1)　達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を適切に実施していること (2)　結果を他部署とも共有し、各部署が適切なリスク低減対策を実施していること (3)　リスク低減対策について不足した点がないこと	(1)　許容可能なリスクについて達成すべきリスク基準を明確にし、必要なリスク低減対策を実施し、継続的改善を行っていること (2)　リスクアセスメント結果を他部署で共有し、各部署で水平展開を図り、適切なリスク低減対策を実施していること。また、継続的改善を行っていること (3)　リスク低減対策及び対策後のリスクの重大性について、評価及び承認する仕組みがあるなど、リスク低減対策について不足した点がないことを確認する仕組みがあり、継続的改善を行っていること
		二　先進的な技術を適切に活用していること	１　先進的な技術の導入	イ　IoT及びビッグデータ等の先進的な技術の導入 (1)　先進的な技術を積極的に検証又は導入していること (2)　導入した技術について、その効果を適切に検証し、改善に向けた取組みを実施していること (3)　主要施設において、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野のそれぞれについて、ビッグデータの収集、ビッグデータの分析及び未来予測並びにヒトに気付きを与え、ミスを防ぐという観点から先進的な技術の検証及び導入を適切に行っており、先進	(1-1)　先進的な技術とは、安全な操業や、設備内異常の早期かつ精度の良い検知又は予測を促進する為の技術であって、安全に運転することを支援又は危険源の把握等を容易にするものをいう (1-2)　先進的な技術について、積極的に本社又は事業所が導入するための検証及び検討を実施し、又は導入していること (2)　導入した技術について、その効果を適切に検証及び評価するための手順や組織等を確立し、その継続的改善を行っていること (3-1)　主要施設とは、爆発等のリスクが高い施設をいう (3-2)　ビッグデータの収集とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、データの収集に努めていることをいう (3-3)　ビッグデータの分析及び未来予測とは、施設及び設備保全に関する分野並びに運転に関する分野等において、収集したビッグデータ等につ

				的な技術の検証及び導入計画を適切に定めていること	いて分析し、異常予知等を含む保安の向上に活用していることをいう (3-4)　ヒトに気付きを与え、ミスを防ぐ観点とは、従業員に気付きを与え、ヒューマンエラーを防ぐ観点のことをいう (3-5)　先進的な技術の検証及び導入に関する計画を適切に策定していること
				(4)　6 ヶ月程度以上の検証	(4)　導入を予定又は導入した先進的な技術について、一定の期間（6 ヶ月程度以上）検証をし、効果について適切に評価していること
		三　従業員等の教育及び訓練を高度に実施していること	1　高度な緊急時対応訓練	イ　より実践的な訓練 (1)　消防技能訓練等の緊急事態を想定した実践的な訓練を実施していること (2)　防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等を保有しており、これらに基づいた適切な訓練を実施していること	(1)　緊急事態を想定した消防技能訓練等の実践的な消火活動訓練等を計画し、適切に実施していること (2-1)　事業所の施設等に応じた防消火の指針及び考え方並びに想定リスクシナリオ等があり、これらに基づいた適切な訓練を実施していること (2-2)　実施結果について評価し、継続的改善を行っていること
			2　高度なリスクアセスメント教育	イ　リスクアセスメントの事例紹介と実践 (1)　リスクアセスメント教育を適切に実施していること (2)　リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等を通して、事業所内で適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること	(1-1)　リスクアセスメント教育のカリキュラム及び実施計画を作定し、それに基づき適切に実施していること (1-2)　実施計画に資格制度又はこれと同等以上の取組の位置づけを明確にしていること (2)　リスクアセスメントの基礎講座、事例紹介及び実践講座等のリスクアセスメント教育の結果を評価し、継続的改善を行い、適切にリスクアセスメントを実施できる人材を適切に育成していること

			3　高度なエンジニア教育及び技術伝承	イ　問題解決教育及び事故事例教育等による若手エンジニアの教育並びに資格制度の構築 (1)　熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐために、エンジニア育成及び技術伝承等の適切な教育を実施していること (2)　問題解決教育及び事故事例教育等を適切に実施していること (3)　若手エンジニアを適切に育成していること (4)　技術伝承について、資格制度の構築など熟練従業員が責任をもって取り組む姿勢を明確にしていること	(1)(2)　熟練従業員の引退又は人事異動等に伴う保安力の低下を防ぐため、職務のミッション並びにそれに必要な能力及び技術を明確にし、事業所の人材構成に応じたエンジニア育成及び技術伝承等の教育カリキュラム（問題解決教育及び事故事例教育等を含む。）及び計画を作成し、適切に実施していること (3)　入社 10 年目程度までの若手に着目したエンジニア教育計画を作成するとともに、教育の実施及び結果の評価を行い、エンジニアを適切に育成していること (4)　熟練従業員の教育訓練における役割（技術伝承を含む。）及び位置づけを教育計画等の中で明確にしていること
				ロ　個人ごとの教育計画による技術伝承 (1)　個人の必要能力に応じた教育計画を作成するなど、必要に応じた教育を実施していること	(1-1)　事業所の特性に応じた運転及び設備管理等の業務に必要な能力を明確にし、人材育成のための個人の必要能力に応じた教育計画を作成しており、適切に実施していること (1-2)　実施結果の評価を行い、継続的改善を行っていること
			4　高度な体感教育	イ　実習プラント教育又は危険体感等の実施 (1)　実習プラント又は危険体感等を適切に実施していること	(1)　事業所の運営状況を踏まえ、自社所有又は外部の模擬プラント等による実習プラント教育又は危険体感教育等を適切に実施していること。

四　第三者の専門的な知見を適切に活用していること	1　第三者の専門的な知見の活用	イ　特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関による保安力評価及びその結果の公表 (1)　特定非営利活動法人安全工学会等の第三者機関の評価を受け、助言内容を踏まえて、適切に改善策を実施し、対応状況等の結果を公表していること (2)　リスクアセスメントに関しても評価を受けていること	(1)(2)　安全管理及びリスクアセスメントの知見を有する特定非営利活動法人安全工学会等の社外の第三者機関により、事業所の保安管理システム（リスクアセスメントを含む）の運用及び実施状況について評価を受け、その助言内容及び評価を踏まえ、適切に継続的改善が行われていること (1)(2)　対応状況等及び保安管理システムの概況について、ホームページ又は CSR レポート等を利用して公表していること	
		ロ　教育機会の提供又は良好事例の展開 (1)　教育の機会の提供又は先進的な技術等について良好事例として他事業所に展開するなどの、自らが模範となる取組	(1)　教育の機会の提供又は先進的な技術等に関する取組について良好事例として自社内の他事業所へ展開するとともに、ホームページ又は外部での講演会等で積極的に情報発信していること	
五　連続運転期間及び保安検査の方法を適切に評価できる体制を整備していること	1　保安検査体制	イ　適切に連続運転期間等を評価できる体制の整備 (1)　容器及び配管等の静機器の保安体制に関して ①　KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に規定する FFS 組織又はこれと同等な組織を設置すること ②　設定した保安検査の方法及び保安検査期間の評価者及び承認者が一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者がいること (2)　圧縮機及びポンプ等の動機器の保安体制に関して ①　運転期間に応じて適切に予備機を配置していること	(1)～(4)　次に掲げる体制を満たすこと。 (ⅰ)自主的に保安検査の方法、保安検査及び連続運転期間等を適切に設定するための組織を設置しているとともに、責任者、承認者及び設定者を選任していること (ⅱ)　(ⅰ)の責任者、承認者及び設定者のそれぞれに必要な能力及び経験等を明確に定め、その内容が適切であること (ⅲ)　承認者及び設定者については、以下の①から④までの場合に応じて、それぞれに規定する資格を有する者であること ①　容器及び配管等の静機器の保安検査の実施方法を定める場合は、一般社団法人日本高圧力技術協会の設備等リスクマネジメント技術者資格又はこれと同等な資格を有する者であること ②　圧縮機及びポンプ等の動機器の保安検査の実施方法を定める場合は、機械保全技能士、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又は	

				② 機械保全技能士、JPI 設備維持管理士又はこれらと同等な資格を有する者がいること (3) 電気計装の保安体制に関して 電気主任技術者又は公益社団法人石油学会の設備維持管理士等の有資格者がいるなど、適切に寿命評価を行える体制になっていること (4) 安全装置及びインターロック等の保安防災設備並びに導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安体制に関して ① 運転期間に応じた適切な改善が図られていること ② 技術士等適切に検査を定める能力を有する者がいること	これらと同等な資格を有する者であること ③ 電気計装の保安検査の実施方法を定める場合は、電気主任技術者、公益社団法人石油学会の設備維持管理士又はこれと同等な資格を有する者であること ④ 安全装置又はインターロックなど保安防災設備、導管など保安検査対象となるその他の設備全般の保安検査の実施方法を定める場合は、技術士等適切に検査を定める能力を有する者であること (ⅳ) 容器及び配管等の静機器の余寿命評価と開放検査時期を適切に設定するため、KHK/PAJ/JPCA S 0851(2022)に規定される FFS 組織又はこれと同等な組織を設置し、適切に実施していること (ⅴ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織は、既存の組織を活用することができるものとする (ⅵ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織については、それぞれの組織に必要な能力を有している場合は、同一の組織でもよいものとする (ⅶ) (ⅰ)及び(ⅳ)の組織の責任者、承認者及び設定者は、他の検査手法、余寿命評価及び開放検査時期に係る責任者、承認者又は設定者を兼任することができるものとする (ⅷ) (ⅰ)及び(ⅱ)の組織及び手順等について、適切に文書化していること (ⅸ) 保安検査及び検査管理の実施は、液石則別表第５、一般則別表第５、又はコンビ則別表第７若しくは別表第８に規定する認定保安検査実施者の認定の基準どおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること
			２ 長期開放検査周期設定の評価体制（対象損傷 KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）で規定する減肉であって、開放検査の次	イ KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に加え、次の(1)から(5)までを実施できる体制の整備 (1) 供用中の腐食環境の変化を常時又は定期に監視すること	(1) 腐食環境ごとに監視項目（温度、流体成分濃度、pH等）、監視方法（温度計、ガス

			回検査を余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行おうとする者に限る。）	(2)　損傷の分類、検査点の選定を適切に行うために必要な長期的な運転実績及び開放検査実績を有していること (3)　検査の計画、実施、評価、判定及び判定後の措置等（以下「供用適性評価」という。）に係る業務を自社内で確実に行うための体制を構築すること (4)　供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等にその監査結果を報告すること (5)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、必要な基準類を整備し、活用すること	クロ分析等）、監視頻度等を定め、常時又は定期に設備の腐食環境を監視すること (3)　KHK/PAJ/JPCA　S 0851(2022)の「７．基準適用のための運用体制」における評価区分Ⅱの体制又は同等以上の体制を構築し、供用適性評価を適切に実施すること (4)　液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等にその監査結果を報告すること (5)　供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること ①　対象設備の選定の条件・手順に関すること ②　開放検査の次回検査時期の設定に関すること ③　腐食環境の変化の監視に関すること ④　腐食環境の変化及び減肉速度の変化が発生した場合の処置、再評価等に関すること ⑤　供用適性評価の結果に対する監査に関すること ⑥　その他必要な基準類
（削る） １．自主保安高度化事業者の定義 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第 16 条第 1 項第 8 号、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 15 条第 1 項第 8 号又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則	Ⅱ．自主保安高度化事業者 １．自主保安高度化事業者の定義 液石則第 16 条第 1 項第 8 号、一般則第 15 条第 1 項第 8 号又はコンビ則第 14 条第 1 項第 8 号に規定する高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）とは、以下に定めるところにより、経済産業大臣の認定				

」という。）第 14 条第 1 項第 8 号に規定する高圧ガスの保安に関する自主的な活動を十分に実施していると経済産業大臣が認める者（以下「自主保安高度化事業者」という。）とは、以下に定めるところにより、経済産業大臣の認定（以下「自主保安高度化事業者に関する認定」という。）を受けた者とする。	（以下「自主保安高度化事業者に関する認定」という。）を受けた者とする。
２．自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き （１）自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第 1 の自主保安高度化事業者認定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出するものとする。 ①　（略） ②　認定に係る高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「法」という。）第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る自主保安高度化申請者にあっては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図 ③　３．に定める高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が行う自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合することについての調査（以下「自主保安高度化調査」という。）の結果 （２）（１）の申請書（添付書類を含む。以下同じ。）のうち、正本 1 通を経済産業大臣に、副本 1 通を産業保安監督部長に、副本 1 通を都道府県知事（認定に係る法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所又は第一種貯蔵所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成 9 年政令第 20 号）第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する指定都市の長。８．（２）並びに９．（１）④及び⑤並びに（２）において同じ。）に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。 （３）４．（３）の開放検査時期の設定に関する認定は、（４）で定めるところにより、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化申請者であって、当該認定を受けようとする者の申請により行う。 （４）（３）の認定を申請しようとする者（以下「自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者」という。）は、様式第 1 の 2 の自主保安高度化開放検査時期設定認定申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自主保安高度化申請者は①及び②に掲げる書類の添付を省略することができ、自主保安高度化事業者は２．（１）の規定により、開放検査周期に係るものを除き、既に提出した書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。 ①～③　（略） （５）・（６）　（略）	２．自主保安高度化事業者に関する認定の申請手続き （１）自主保安高度化事業者に関する認定の申請をしようとする者（以下「自主保安高度化申請者」という。）は、様式第 5 の自主保安高度化事業者認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。 ①　（略） ②　認定に係る法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所の概要を記載した書類　設立年月日、従業員数、敷地面積、ガス種ごとの処理能力又は貯蔵能力一覧表、施設配置図及び系列会社又は協力会社との関係を示す系統図並びに製造施設に係る自主保安高度化申請者にあっては主要製品名、年間生産金額、高圧ガス設備一覧表及び製造工程図 ③　３．に定める協会が行う自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合することについての調査（以下「自主保安高度化調査」という。）の結果 （２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本 1 通を経済産業大臣に、副本 1 通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。 （３）４．（３）の開放検査時期の設定に関する認定は、（４）で定めるところにより、自主保安高度化事業者又は自主保安高度化申請者であって、当該認定を受けようとする者の申請により行う。 （４）（３）の認定を申請しようとする者（以下「自主保安高度化開放検査時期設定認定申請者」という。）は、様式第 5 の 2 の自主保安高度化開放検査時期設定認定申請書に次に掲げる書類を添えて、法第 5 条第 1 項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、自主保安高度化申請者は①及び②に掲げる書類の添付を省略することができ、自主保安高度化事業者は２．（１）の規定により既に提出した書類の内容に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。 ①～③　（略） （５）・（６）　（略）
３．自主保安高度化調査の方法 （１）　（略） （２）自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第 2 の自主保安高度化事業者調査申請書に２．（１）①及び②に掲げる書類並びに５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）～（５）　（略） （６）協会は、自主保安高度化調査を行った結果、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第 3 の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。	３．自主保安高度化調査の方法 （１）　（略） （２）自主保安高度化調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第 6 の自主保安高度化事業者調査申請書に２．（１）①及び②に掲げる書類並びに５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）～（５）　（略） （６）協会は、自主保安高度化調査を行った結果、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第 7 の自主保安高度化事業者調査証を交付するものとする。
３の２．自主保安高度化開放検査時期設定調査の方法 （１）　（略）	３の２．自主保安高度化開放検査時期設定調査の方法 （１）　（略）

（２）自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第２の２の自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書に２．（４）①及び②に掲げる書類並びに５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）～（５）　（略） （６）協会は、自主保安高度化開放検査時期設定調査を行った結果、申請の内容が５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第３の２の自主保安高度化開放検査時期設定調査証を交付するものとする。	（２）自主保安高度化開放検査時期設定調査の申請をしようとする者は、協会が別に定める自主保安高度化事業者調査マニュアルに基づき、様式第６の２の自主保安高度化開放検査時期設定調査申請書に２．（４）①及び②に掲げる書類並びに５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していることを説明する書類を添付して、協会に提出するものとする。 （３）～（５）　（略） （６）協会は、自主保安高度化開放検査時期設定調査を行った結果、申請の内容が５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合すると認めるときは、様式第７の２の自主保安高度化開放検査時期設定調査証を交付するものとする。
４．自主保安高度化事業者に関する認定の方法 （１）自主保安高度化事業者認定証の交付 経済産業大臣は、２．（１）の申請内容が、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第４の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。 （２）自主保安高度化開放検査時期設定認定証の交付 経済産業大臣は、２．（３）の申請内容が、５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第４の２の自主保安高度化開放検査時期設定認定証を交付するものとする。 （３）開放検査時期の設定 自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定を受けた者は、対象設備における損傷が KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）において規定する減肉である場合には、当該設備について実施する開放検査の周期を KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に基づいて設定することができる。	４．自主保安高度化事業者に関する認定の方法 （１）自主保安高度化事業者認定証の交付 経済産業大臣は、２．（１）の申請内容が、５．（１）に規定する自主保安高度化事業者に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第８の自主保安高度化事業者認定証を交付するものとする。 （２）自主保安高度化開放検査時期設定認定証の交付 経済産業大臣は、２．（３）の申請内容が、５．（２）に規定する自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の基準に適合していると認めるときは、様式第８の２の自主保安高度化開放検査時期設定認定証を交付するものとする。 （３）開放検査時期の設定 自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定を受けた者は、対象設備における損傷が KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）において規定する減肉である場合には、当該設備について実施する開放検査の検査時期を KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）に基づいて設定することができる。
４の２．～６．　（略）	４の２．～６．　（略）
７．自主保安高度化事業者に関する認定の更新 （１）　（略） （２）１．から５．までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の更新に準用する。この場合において、申請時に添付しなければならない書類のうち、開放検査周期に係るものを除き、既に提出したものと変更がないものについては、その添付を省略することができる。	７．自主保安高度化事業者に関する認定の更新 （１）　（略） （２）１．から５．までの規定は、自主保安高度化事業者に関する認定及び自主保安高度化事業者の開放検査時期の設定に関する認定の更新に準用する。この場合において、申請時に添付しなければならない書類のうち、既に提出したものと変更がないものについては、その添付を省略することができる。
８．変更の届出 （１）自主保安高度化事業者は、２．（１）又は（４）に規定する書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が５．（１）又は（２）に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合には、様式第５の自主保安高度化事業者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、経済産業大臣に提出しなければならない。 （２）（１）の申請書のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を産業保安監督部長に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。	８．変更の届出 （１）自主保安高度化事業者は、２．（１）又は（４）に規定する書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が５．（１）又は（２）に掲げる自主保安高度化事業者に関する認定の基準に直接関係があると認められる場合には、様式第９の自主保安高度化事業者変更届に当該変更の内容を明らかにした書面を添えて、遅滞なく、法第５条第１項の事業所又は第一種貯蔵所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。 （２）産業保安監督部長は、（１）の申請書（添付書類を含む。）のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。
９．（略）	９．（略）
別添１・２　（略）	別添１・２　（略）
（削る） （削る） （削る）	様式１（Ｉ３．(1)関係） 様式２（Ｉ３．(1)関係） 様式３（Ｉ３．(7)関係）

（削る）	様式４（Ⅰ３．(7)関係）
様式１（２．(1)関係）	様式５（Ⅱ１．(1)関係）
様式１の２（２．(4)関係）	様式５の２（Ⅱ２．(4)関係）
様式２（３．(2)関係）	様式６（Ⅱ３．(2)関係）
様式２の２（３の２．(2)関係）	様式６の２（Ⅱ３の２．(2)関係）
様式３（３．(6)関係）	様式７（Ⅱ３．(6)関係）
様式３の２（３の２．(6)関係）	様式７の２（Ⅱ３の２．(6)関係）
様式４（４．(1)関係）	様式８（Ⅱ４．(2)関係）
様式４の２（４．(2)関係）	様式８の２（Ⅱ４．(2)関係）
様式５（８．関係）	様式９（Ⅱ７．関係）

〇一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について（20180323 保局第 12 号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について 制定　２０１８０３２３保局第１２号　平成３０年　３月３０日 改正　２０１９０６０６保局第　１号　令和　元年　６月１４日 （略） 保局第　　号　令和　　年　　月　　日	**一般高圧ガス保安規則第６条第１項第１１号等の規定による試験を行う者及び同項第１３号等の規定による製造を行う者の認定等について** 制定　２０１８０３２３保局第１２号　平成３０年　３月３０日 改正　２０１９０６０６保局第　１号　令和　元年　６月１４日 （略）
Ⅰ　（略）	Ⅰ　（略）
Ⅱ　認定試験者の行った試験等の完成検査及び保安検査における取扱い １．都道府県知事、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）、指定完成検査機関、指定保安検査機関（以下「都道府県知事等」という。）は、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第２０条に規定する完成検査又は法第３５条に規定する保安検査を実施する場合において、協会、認定試験者又は指定特定設備検査機関が行った試験等（完成検査にあっては、検査を実施する日以前３年以内に行ったもの、保安検査にあっては、検査を実施する日以前１年以内に行ったものに限る。）に関する様式第１の認定試験者試験等成績書（以下「成績書」という。）その他必要な試験等の記録の提出を求めることができる。 ２．（略）	Ⅱ　認定試験者の行った試験等の完成検査及び保安検査における取扱い １．都道府県知事、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）の長、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）、指定完成検査機関、指定保安検査機関、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者（以下「都道府県知事等」という。）は、高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号。以下「法」という。）第２０条に規定する完成検査又は法第３５条に規定する保安検査を実施する場合において、協会、認定試験者又は指定特定設備検査機関が行った試験等（完成検査にあっては、検査を実施する日以前３年以内に行ったもの、保安検査にあっては、検査を実施する日以前１年以内に行ったものに限る。）に関する様式第１の認定試験者試験等成績書（以下「成績書」という。）その他必要な試験等の記録の提出を求めることができる。 ２．（略）
Ⅲ　認定試験者の認定要領 １．～１０．　（略） １１．公表 経済産業大臣は、認定試験者が次の各号の一に該当する場合、当該事実を公表することができる。 ①（略） ②変更届出書が届け出られた場合 ③～⑦（略） １２．認定試験者の相続又は合併に係る取扱い 認定試験者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、相続又は合併後、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、変更届出書を、内国認定試験者については産業保安監督部長等に、外国認定試験者については経済産業大臣に届け出ること。 １３．（略）	Ⅲ　認定試験者の認定要領 １．～１０．　（略） １１．公表 経済産業大臣は、認定試験者が次の各号の一に該当する場合、当該事実を公表することができる。 ①（略） ②認定試験者変更届出書が届け出られた場合 ③～⑦（略） １２．認定試験者の相続又は合併に係る取扱い 認定試験者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、相続又は合併後、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、認定試験者変更届出書を、内国認定試験者については産業保安監督部長等に、外国認定試験者については経済産業大臣に届け出ること。 １３．（略）

〇一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第３号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について 制定　２０１９０６０６保局第３号　令和元年　６月１４日 改正　２０２０１１０２保局第１号　令和２年１１月　４日 （略） 保局第　号　令和　年　月　日	**一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について** 制定　２０１９０６０６保局第３号　令和元年　６月１４日 改正　２０２０１１０２保局第１号　令和２年１１月　４日 （略）
１．総則 一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第６条、第６条の２、第７条、第７条の２、第７条の３、第７条の４、第８条、第８条の２、第１０条、第１１条、第１２条、第１２条の２、第１２条の３、第１３条、第１８条、第２２条、第２３条、第２６条、第４０条、第４９条、第５０条、第５１条、第５２条、第５５条、第６０条及び第６２条の技術上の基準をいう。以下同じ。）に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添の一般高圧ガス保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 ２．～５．　（略）	１．総則 一般高圧ガス保安規則（昭和４１年通商産業省令第５３号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第６条、第６条の２、第７条、第７条の２、第７条の３、第７条の４、第８条、第８条の２、第１０条、第１１条、第１２条、第１２条の２、第１２条の３、第１３条、第１８条、第２２条、第２３条、第２６条、第４０条、第４９条、第５０条、第５１条、第５２条、第５５条、第６０条、第６２条及び第９４条の３の技術上の基準をいう。以下同じ。）に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添の一般高圧ガス保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 ２．～５．　（略）
別添　一般高圧ガス保安規則関係例示基準	別添　一般高圧ガス保安規則関係例示基準
９．ガス設備等に使用する材料	９．ガス設備等に使用する材料
規則関係条項　第６条第１項第14号、第６条の２第１項・第２項第１号、第７条第１項第１号・第２項第１号、第７条の２第１項第１号、第７条の３第１項第１号・第２項第１号、第７条の４第１項第１号・第２項第１号、第８条の２第１項第１号、第12条の２第１項第１号・第２項第１号、第12条の３第１項第１号、第22条柱書・第１号・第２号・第３号・第４号、第23条第２項第１号・第２号、第55条第１項第５号	規則関係条項　第６条第１項第14号、第６条の２第１項・第２項第１号、第７条第１項第１号・第２項第１号、第７条の２第１項第１号、第７条の３第１項第１号・第２項第１号、第７条の４第１項第１号・第２項第１号、第８条の２第１項第１号、第12条の２第１項第１号・第２項第１号、第12条の３第１項第１号、第22条柱書・第１号・第２号・第３号・第４号、第23条第２項第１号・第２号、第55条第１項第５号、第94条の３第２号
（略）	（略）

〇コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について（20190606 保局第５号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について 制定　２０１９０６０６保局第５号　令和元年　６月１４日 改正　２０２０１１０２保局第１号　令和２年１１月　４日 （略） 保局第　号　令和　年　月　日	**コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について** 制定　２０１９０６０６保局第５号　令和元年　６月１４日 改正　２０２０１１０２保局第１号　令和２年１１月　４日 （略）
１．総則 　コンビナート等保安規則（昭和６１年通商産業省令第８８号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第５条、第５条の２、第６条、第７条、第７条の２、第７条の３、第９条及び第１０条の技術上の基準をいう。以下同じ。）に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添のコンビナート等保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 　なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 ２．～５．　（略）	１．総則 　コンビナート等保安規則（昭和６１年通商産業省令第８８号。以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第５条、第５条の２、第６条、第７条、第７条の２、第７条の３、第９条、第１０条及び第４９条の３の技術上の基準をいう。以下同じ。）に適合することについての評価（以下「適合性評価」という。）にあたっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、別添のコンビナート等保安規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 　なお、例示基準に基づかない場合における機能性基準の運用・解釈を明らかにするため、指定完成検査機関、指定保安検査機関、関係都道府県及び地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項に規定する指定都市、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）並びに経済産業省大臣官房産業保安・安全グループ高圧ガス保安室による運用統一連絡会を協会に置くこととする。 ２．～５．　（略）
別添　コンビナート等保安規則例示基準	別添　コンビナート等保安規則例示基準
３．ガス設備等に使用する材料	３．ガス設備等に使用する材料
規則関係条項　第５条第１項第16号、第５条の２第１項・第２項第１号、第６条第１項第１号、第７条第１項第１号・第２項第１号、第７条の２第１項第１号、第７条の３第１項第１号・第２項第１号	規則関係条項　第５条第１項第16号、第５条の２第１項・第２項第１号、第６条第１項第１号、第７条第１項第１号・第２項第１号、第７条の２第１項第１号、第７条の３第１項第１号・第２項第１号、第49条の３第２号
（略）	（略）

〇高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第１号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規） 制定　２０２００７１５保局第１号　令和２年　８月　６日 改正　２０２０１０１４保局第１号　令和２年１０月３０日 （略） 保局第　号　令和　年　月　日	**高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）** 制定　２０２００７１５保局第１号　令和２年　８月　６日 改正　２０２０１０１４保局第１号　令和２年１０月３０日 （略）
（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について	**（１）高圧ガス保安法及び高圧ガス保安法施行令の運用及び解釈について**
Ⅰ.高圧ガス保安法関係	**Ⅰ.高圧ガス保安法関係**
（削る）	第39条の10関係（認定を受けた者の義務） 　第２項及び第３項の規定に基づき認定を受けた者が作成する「検査の記録」とは、記載事項が法定要件に合致しており、かつ、必要に応じ直ちにその記載事項が確認できる状態にあるものであれば電磁的方法による記録でも差し支えないものとする。
（２）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について	**（２）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について**
第15条関係 　（削る）	第15条関係 （１）「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第45）の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。
（１）～（５）　（略）	（２）～（６）　（略）
第82条関係 　第２項第４号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 　なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。	第82条関係 　第２項第３号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 　なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。
第83条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。	第83条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第79条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。
（２）（略）	（２）（略）
（削る）	第86条関係 　第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを

	確認する方法による検査をいう。
（削る）	第88条関係 　第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。
（削る）	第89条関係 　第２項及び第６項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、一般高圧ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。
（削る）	第 91 条関係 　届出を要する場合とは、第 85 条第１項各号又は第 87 条第１項各号に掲げる書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が第 86 条第１項又は第 88 条第１項の認定基準に直接関係があると認められる場合をいう。
第94条の14関係 （１）第１項第１号、第２号及び第３号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。 （２）・（３）（略） （４）第１項第２号及び第３号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。 ①　指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐圧試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第94条の９第11号の要件を満たすもの。 　なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。 ②　（略） （５）　（略） （６）第１項第１号、第２号及び第３号に規定する変更の工事が完了した後は、第94条の９各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。 （７）・（８）（略） （９）変更の工事を行った場合は、第３項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。 　なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第94条の９各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。	第94条の14関係 （１）第１項第１号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。 （２）・（３）（略） （４）第１項第２号及び第３号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。 ①　指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐圧試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第94条の３第11号の要件を満たすもの。 　なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。 ②　（略） （５）　（略） （６）第１項第１号、第２号及び第３号に規定する変更の工事が完了した後は、第94条の３各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。 （７）・（８）（略） （９）変更の工事を行った場合は、第３項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。 　なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第94条の３各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。
第94条の14の２関係 　第１項柱書中「指定設備認定機関等」とは、当該認定指定設備の認定証を交付した指定設備認定機関等とする。	第94条の８の２関係 　第１項柱書中「指定設備認定機関等」とは、当該認定指定設備の認定証を交付した指定設備認定機関等とする。
（３）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について	**（３）液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について**
第16条関係 　（削る）	第16条関係 （１）「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第44）の「認定する特定変更工事を行う製造施設又は貯蔵設備」の欄に記載された施設をいう。

（１）～（５）（略）	（２）～（６）（略）
第80条関係 第２項第４号中「第97条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。	第80条関係 第２項第３号中「第97条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第97条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。
第81条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。 （２）　（略）	第81条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第77条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。 （２）　（略）
（削る）	第84条関係 第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。
（削る）	第86条関係 第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。
（削る）	第87条関係 第２項及び第６項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第４又は別表第５の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。
	第 89 条関係 届出を要する場合とは、第 83 条第１項各号又は第 85 条第１項各号に掲げる書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が第 84 条第１項又は第 86 条第１項の認定基準に直接関係があると認められる場合とする。
（４）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について	**（４）コンビナート等保安規則の運用及び解釈について**
第14条関係 （削る）	第14条関係 （１）「認定完成検査実施者が自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる製造施設」とは、認定完成検査実施者認定証（様式第24）の「認定する特定変更工事を行う製造施設」の欄に記載された施設をいう。
（１）～（５）　（略）	（２）～（６）　（略）
第37条関係 第２項第４号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項に	第37条関係 第２項第３号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項に

おいて「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 　なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。	おいて「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。 　なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。
第38条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。 （２）（略）	第38条関係 （１）定期自主検査の実施時期は事業者の個別の事情に応じて合理的に設定されるものであり、例えば、規則第34条第４項に基づき、前回の保安検査の日から１年を経過した日の前後１月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあっては、基準日の前後３月以内）に受け又は自ら行う保安検査に対応して定期自主検査の実施日を設定することも可能である。 （２）（略）
（削る）	第 41 条関係 　第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第５、別表第６、別表第７又は別表第８の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。
（削る）	第 43 条関係 　第２項中「これに類する検査」とは、現地検査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第５、別表第６、別表第７又は別表第８の基準を満たすことを確認する方法による検査をいう。
（削る）	第 44 条関係 　第２項及び第６項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面・写真・映像その他調査に必要な資料を点検し、コンビナート等保安規則別表第５、別表第６、別表第７又は別表第８の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。
（削る）	第 46 条関係 　届出を要する場合とは、第 40 条第１項各号又は第 42 条第１項各号に掲げる書類に記載された事項の変更であって、当該変更の内容が第 41 条第１項又は第 43 条第１項の認定基準に直接関係があると認められる場合とする。
第49条の14関係 （１）第１項第１号、第２号及び第３号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。 （２）・（３）（略） （４）第１項第２号及び第３号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。 ①　指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐圧試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第49条の９第11号の要件を満たすもの。 　なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。 ②　（略） （５）（略） （６）第１項第１号、第２号及び第３号に規定する変更の工事が完了した後は、第49条の９各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。 （７）・（８）（略） （９）変更の工事を行った場合は、第３項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載	第49条の１４関係 （１）第１項第１号中「当該変更の工事」は、当該認定指定設備の指定設備認定証の交付を受けた者が行わなければならない。 （２）・（３）（略） （４）第１項第２号及び第３号中「同等の個別ユニット」とは、全てが新たに製作されたもので、次のいずれかをいう。 ①　指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表に記載された個別ユニットのうち、製造メーカー、設計圧力、常用の圧力、設計温度、常用の温度、耐圧試験圧力、気密試験圧力、呼び径等が同等のものであって、第49条の３第11号の要件を満たすもの。 　なお、個別ユニットの交換は、当該ユニットを構成する主要機器のみの交換ではなく、当該ユニット全体の交換をいう。 ②　（略） （５）（略） （６）第１項第１号、第２号及び第３号に規定する変更の工事が完了した後は、第49条の３各号に掲げる技術上の基準に適合していることを確認し、その記録を残すこと。 （７）・（８）（略） （９）変更の工事を行った場合は、第３項に規定する指定設備認定証に、変更の工事の内容等を記載

し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。 なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第 49 条の９各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。	し、当該変更の工事の内容を説明する書類（当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類を含む。）を保管すること。 なお、当該変更の工事の内容の適切性を証明する書類とは、指定設備認定機関等に提出した構成機器一覧表の新旧対照表、変更前後の図面、強度計算書、ミルシート、耐圧試験結果、気密試験結果、第49条の３各号に掲げる技術上の基準に適合したことを確認した記録等をいう。
（６）高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について	**（６）高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の運用及び解釈について**
第66条の２関係 （１）（略） （２）指定の範囲の限定について 第２項の「指定に係る範囲を限る」とは、次の２つの観点から検査組織等調査機関の検査組織等調査の業務の範囲を限定して指定することをいう。 ①　（略） ②　検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員の実務経験による一の区分内での業務範囲の限定 検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員については、それぞれ第66条の４第１項第５号若しくは第６号又は同条第２項第５号若しくは第６号の資格要件を構成する実務経験を有していれば、全ての登録区分の容器等製造業者又は特定設備製造業者の登録の事前調査を行うことができる。ただし、それぞれの製造業者の登録区分に係る製造方法、検査方法についての検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員の実務経験を勘案し、業務の範囲として一定の区分を明示して指定することができる。	第66条の２関係 （１）（略） （２）指定の範囲の限定について 第２項の「指定に係る範囲を限る」とは、次の２つの観点から検査組織等調査機関の検査組織等調査の業務の範囲を限定して指定することをいう。 ①　（略） ②　検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員の実務経験による一の区分内での業務範囲の限定 イ　認定保安検査実施者、認定完成検査実施者の認定の事前調査 検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員の資格要件を構成する実務経験については、第66条の４第１項第２号及び同項第４号、第２項第２号及び同項第４号を除いてガス種の限定はない。しかしながら、可燃性ガス、酸素、毒性ガス、特殊高圧ガスといった危険度の高い高圧ガスに係る製造施設等に関しては、対象となるガス毎に高度な技術的知見に基づく判断が必要となる。したがって、このような危険性の高い高圧ガスに係る実務経験を持つ者が検査組織等調査員、統括検査組織等調査員の中に全く存在しない場合は、当該検査組織等調査機関は、これらガス種に係る事業所の検査組織等調査を行うことができない旨、業務の範囲として明示して指定すること。 ロ　容器等製造業者、特定設備製造業者の登録の事前調査 検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員については、それぞれ第66条の４第１項第５号若しくは第６号又は同条第２項第５号若しくは第６号の資格要件を構成する実務経験を有していれば、全ての登録区分の容器等製造業者又は特定設備製造業者の登録の事前調査を行うことができる。ただし、それぞれの製造業者の登録区分に係る製造方法、検査方法についての検査組織等調査員及び統括検査組織等調査員の実務経験を勘案し、業務の範囲として一定の区分を明示して指定することができる。
（３）（略）	（３）（略）
（削る）	第66条の11関係 認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者の認定の事前調査を行う検査組織等調査機関にあっては、第10号の「検査組織等調査の実施体制」として、高圧ガス製造事業の許可又は第一種貯蔵所の設置許可の権限を有する都道府県知事との間の連携体制についても記述するものとする。

〇認定高度保安実施者の認定について（20231213 保局第１号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
認定高度保安実施者の認定について 制定　２０２３１２１３保局第１号　令和５年１２月２１日 改正　　保局第　号　令和　年　月　日 １．認定高度保安実施者の認定に係る製造施設及び特定施設の解釈 （１）冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第 47 条第１項第２号、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第 84 条第１項第２号、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 86 条第１項第２号又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 41 条第１項第２号の「製造施設」とは、新たに追加された製造施設（スクラップアンドビルドされた製造施設を含み、２年以上高圧ガスの製造を行っていないものに限る。）以外の製造施設をいうものとする。 （２）冷凍則第 47 条第１項第２号、液石則第 84 条第１項第２号、一般則第 86 条第１項第２号又はコンビ則第 41 条第１項第２号の「特定施設」について、既に認定高度保安実施者の認定を受けている事業所にあっては、次のいずれかに該当するものとする。 ①～③　（略） ２．認定申請者の欠格事由 （１）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の４第１項第１号の「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第 21 条第１項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。 （２）法第 39 条の４第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。 ①～④　（略） ３．認定の申請手続き 認定の申請に係る手続については、以下に従うものとする。なお、液石則第 77 条第３項、一般則第 79 条第３項及びコンビ則第 34 条第３項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。 （１）認定高度保安実施者の認定申請者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を経済産業大臣に提出するものとする。 （２）・（３）（略） （４）（１）の申請書のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を産業保安監督部長に、副本１通を都道府県知事（認定に係る事業所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「令」という。）第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。以下同じ。）に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。 （５）認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、冷凍則第 47 条第１項及び第２項、液石則第 84 条第１項及び第２項、一般則第 86 条第１項及び第２項又はコンビ則第 41 条第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者にあっては、冷凍則第 47 条第１項から第４項まで、液石則第 84 条第１項から第４項まで、一般則第 86 条第１項から第４項まで又はコンビ則第 41 条第１項から第４項まで）及び認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）に規定する認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を、（１）に定める書類に添えて提出するものとする。	**認定高度保安実施者の認定について** 制定　２０２３１２１３保局第１号　令和５年１２月２１日 １．認定高度保安実施者の認定に係る製造施設及び特定施設の解釈 （１）冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第 55 条の３第１項第２号、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）第 92 条の７の３第１項第２号、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 94 条の７の３第１項第２号又はコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）第 49 条の７の３第１項第２号の「製造施設」とは、新たに追加された製造施設（スクラップアンドビルドされた製造施設を含む。）以外の製造施設をいうものとする。 （２）冷凍則第 55 条の３第１項第２号、液石則第 92 条の７の３第１項第２号、一般則第 94 条の７の３第１項第２号又はコンビ則第 49 条の７の３第１項第２号の「特定施設」とは、次のいずれかに該当するものとする。 ①～③　（略） ２．認定申請者の欠格事由 （１）高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の 15 第１項第１号の「高圧ガスの製造を開始した日」とは、法第 21 条第１項に基づき製造の開始の届出を行った日とする。 （２）法第 39 条の 15 第１項第２号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。 ①～④　（略） ３．認定の申請手続き 認定の申請に係る手続については、以下に従うものとする。なお、液石則第 77 条第３項、一般則第 79 条第３項及びコンビ則第 34 条第３項に規定する休止施設についても、申請対象に含めることができるものとする。 （１）認定高度保安実施者の認定申請者は、申請書（添付書類を含む。以下同じ。）を認定に係る事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。 （２）・（３）（略） （４）産業保安監督部長は、上記（１）の申請書のうち、正本１通を経済産業大臣に、副本１通を都道府県知事（認定に係る事業所が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第１項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にある場合であって、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令（平成９年政令第 20 号。以下「令」という。）第 22 条に規定する事務に該当しない場合にあっては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。以下同じ。）に送付するものとする。ただし、（１）の申請が電子申請である場合は、これを要しない。 （５）認定申請者は、現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を受けようとする場合にあっては、冷凍則第 55 条の３第１項及び第２項、液石則第 92 条の７の３第１項及び第２項、一般則第 94 条の７の３第１項及び第２項又はコンビ則第 49 条の７の３第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者にあっては、冷凍則第 55 条の３第１項から第４項まで、液石則第 92 条の７の３第１項から第４項まで、一般則第 94 条の７の３第１項から第４項まで又はコンビ則第 49 条の７の３第１項から第４項まで）及び認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準を定める告示（以下「告示」という。）に規定する認定の各基準を満たすことを確認できる図面、写真及び映像その他検査に必要な資料を、（１）に定める書類に添

（６）（略）	えて提出するものとする。 （６）（略）
４．経済産業大臣が行う検査等 （１）経済産業省は、経済産業大臣が行う法第39条の３第２項の検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする検討会を設置する。 （２）検討会は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は法第39条の３第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果を踏まえ、認定の申請をした者（経済産業大臣が法第39条の３第２項の検査を行った者に限る。）が法第39条の３第１項に規定する認定の基準に適合しているかについて審査を行う。 （３）法第39条の３第２項に基づき経済産業大臣が行った検査の結果又は、法第39条の５第１項に基づき協会若しくは法第39条の３第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者に依頼した調査の調査結果及び（２）の検討会の審査内容を踏まえ、認定の可否の判定を行う。 （４）経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知するものとする。現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。 （５）保安の確保のための組織及び保安の確保の方法に関する法第39条の３第２項の検査は、冷凍則第47条第１項及び第２項、液石則第84条第１項及び第２項、一般則第86条第１項及び第２項又はコンビ則第41条第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者にあっては、冷凍則第47条第１項から第４項まで、液石則第84条第１項から第４項まで、一般則第86条第１項から第４項まで又はコンビ則第41条第１項から第４項まで）及び告示に規定する認定の各基準について、別に定める「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を踏まえて行うものとする。 （６）保安の確保のための組織に係る検査項目のうち、冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２四イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。 （７）（略） （８）法第39条の５第１項に規定する「専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるとき」とは、新規の認定の申請があったとき、及び認定の更新の申請があり、経済産業大臣が法第39条の５第２項の通知を行ったときをいう。	４．経済産業大臣が行う検査等 （１）経済産業省は、経済産業大臣が行う法第39条の14第２項の検査に資するため、経済産業省内に学識経験者等を構成員とする審査会を設置する。 （２）審査会は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）又は法第39条の14第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果を踏まえ、認定の申請をした者（経済産業大臣が法第39条の14第２項の検査を行った者に限る。）が法第39条の14第１項に規定する認定の基準に適合しているかについて審査を行う。審査会は、審査結果を経済産業大臣へ報告するものとする。 （３）経済産業大臣が法第39条の14第２項の検査を行った場合は、協会又は法第39条の14第２項ただし書の経済産業大臣の指定を受けた者による調査結果及び（２）の審査会における審査結果を踏まえ、認定の可否の判定を行う。 （４）経済産業大臣は、認定の可否の結果について、当該事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長及び都道府県知事、協会の会長並びに申請者に通知するものとする。現地検査に代わり、図面、写真及び映像その他検査に必要な資料の確認を行った場合にあっては、その旨を併せて通知するものとする。 （５）保安の確保のための組織及び保安の確保の方法に関する法第39条の14第２項の検査は、冷凍則第55条の３第１項及び第２項、液石則第92条の７の３第１項及び第２項、一般則第94条の７の３第１項及び第２項又はコンビ則第49条の７の３第１項及び第２項（特定認定高度保安実施者の認定申請者にあっては、冷凍則第55条の３第１項から第４項まで、液石則第92条の７の３第１項から第４項まで、一般則第94条の７の３第１項から第４項まで又はコンビ則第49条の７の３第１項から第４項まで）及び告示に規定する認定の各基準について、別に定める「認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について」を踏まえて行うものとする。 （６）保安の確保のための組織に係る検査項目のうち、冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第10上欄２四イ下欄一中「運転を停止することなく保安検査を行うために適切な設備改善が行われていること。」については、原則設備を直接検査することを要するが、設備改善が適切に行われていることが、記録で明らかに確認できる場合には、この限りでない。 （７）（略） （８）法第39条の16第１項に規定する「専門技術的事項の確認を行う必要があると認めるとき」とは、新規の認定の申請があったとき、及び認定の更新の申請があり、経済産業大臣が法第39条の16第２項の通知を行ったときをいう。
５．施設の追加 （１）１．から４．までの規定は、冷凍則第 51 条、液石則第 88 条、一般則第 90 条又はコンビ則第 45 条の規定により、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加する場合に準用する。この場合において、４．（５）の保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。 （２））添付書類のうち新規又は法第 39 条の６の認定の更新に係る申請時に提出したものと変更がないものについては、省略することができる。 （３）（略）	５．施設の追加 （１）１．から４．までの規定は、冷凍則第 55 条の７、液石則第 92 条の７の７、一般則第 94 条の７の７又はコンビ則第 49 条の７の７の規定により、自ら検査を行う製造施設又は特定施設を追加する場合に準用する。この場合において、４．（５）の保安の確保のための組織に係る検査項目については、追加する施設に係る部分に限るものとする。 （２）添付書類のうち新規又は法第 39 条の 17 の認定の更新に係る申請時に提出したものと変更がないものについては、省略することができる。 （３）（略）
６．認定の更新 （１）１．から４．までの規定は、認定の更新に準用する。この場合において、添付書類のうち、開放検査周期に係るものを除き、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。 （２）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第 39 条の５第２項の通知を行うものとする。	６．認定の更新 （１）１．から４．までの規定は、認定の更新に準用する。この場合において、添付書類のうち、前回提出したものと変更がないものについては省略することができる。 （２）経済産業大臣は、更新の申請に係る事業所において、考慮期間（前回の認定の更新の申請日から当該認定の更新の申請日までの期間をいう。ただし、初回の認定更新時にあっては、初回の認定日から認定の更新の申請日までの期間をいう。）に次のいずれかの要件に該当することとなった場合は、法第 39 条の 16 第２項の通知を行うものとする。

①～④　（略）	①～④　（略）
7．変更の届出 法第 39 条の７の規定により届出を要する場合とは、以下の書類に記載された事項の変更があり、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合をいう。 ①　冷凍則第 46 条各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ②　液石則第 83 条各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ③　一般則第 85 条各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ④　コンビ則第 40 条各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更	7．変更の届出 法第 39 条の 18 の規定により届出を要する場合とは、以下の書類に記載された事項の変更があり、当該変更の内容が認定の基準に直接関係があると認められる場合をいう。 ①　冷凍則第 55 条の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ②　液石則第 92 条の７の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ③　一般則第 94 条の７の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更 ④　コンビ則第 49 条の７の２各号に掲げる書類に記載された事項に係る変更
8．承継 法第 39 条の８第１項第１号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。 ①～⑤　（略）	8．承継 法第 39 条の 19 第１項第１号の「高圧ガスによる災害」とは、以下のいずれかに該当する事象を指すものとする。 ①～⑤　（略）
9．認定の取消し （１）法第 39 条の９第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができる場合は、認定を受けている製造事業所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。 ①～⑤　（略） （２）法第 39 条の９第１項第２号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所の高圧ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。 ①～③　（略） （３）法第 39 条の９第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。 ①～④　（略）	9．認定の取消し （１）法第 39 条の 20 第１項第１号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができる場合は、認定を受けている製造事業所において、次のいずれかの要件に該当する高圧ガスによる災害が発生した場合とする。 ①～⑤　（略） （２）法第 39 条の 20 第１項第２号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、認定を受けている製造事業所の高圧ガス設備以外の施設において、次のいずれかの要件に該当する発火その他の高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生した場合とする。 ①～③　（略） （３）法第 39 条の 20 第１項第６号に該当するものとして、経済産業大臣が認定を取り消すことができるのは、次のいずれかに該当することとなった場合とする。 ①～④　（略）
10. 認定高度保安実施者に関する特例措置について 保安検査の方法のうち、開放検査周期を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）」（以下「次回検査時期設定基準」という。）によることができる。	10. 認定高度保安実施者に関する特例措置について 保安検査の方法のうち、次回検査時期を定める場合には、「高圧ガス設備の供用適性評価に基づく耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851（2022）」（以下「次回検査時期設定基準」という。）によることができる。
11. 特定認定高度保安実施者に関する特例措置等について 保安検査の方法のうち、冷凍則第 55 条の２第３項第２号イ、液石則第 92 条の３第５項第２号イ、一般則第 94 条の３第５項第２号イ又はコンビ則第 49 条の３第５項第２号イの「製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法」とは、次回検査時期設定基準又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、次回検査時期設定基準に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が次回検査時期設定基準で規定する減肉であって、12.（１）に掲げる表中四２を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に 0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行うことができる。	11. 特定認定高度保安実施者に関する特例措置等について 保安検査の方法のうち、冷凍則第55条の12第３項第２号イ、液石則第92条の７の13第５項第２号イ、一般則第94条の７の13第５項第２号イ又はコンビ則第49条の７の13第５項第２号イの「製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法」とは、次回検査時期設定基準又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法をいう。ただし、次回検査時期設定基準に基づき適切な期間を設定する際に、対象損傷が次回検査時期設定基準で規定する減肉であって、12.（１）に掲げる表中四２を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に0.5（検査時期設定係数）を乗じて得られる期間内に行うことができる。
12. 特定認定高度保安実施者に関する認定の基準の解釈について 冷凍則第 47 条第３項および第４項、液石則第 84 条第３項及び第４項、一般則第 86 条第３項及び第４項又はコンビ則第 41 条第３項及び第４項で定める認定の基準について、その適合性の評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。 なお、判断の視点における詳細事項は、判断の視点を例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。 また、特定認定高度保安実施者に関する認定に当たっては、冷凍則第 47 条第３項第５号、液石則	12. 特定認定高度保安実施者に関する認定の基準の解釈について 冷凍則第 55 条の３第３項および第４項、液石則第 92 条の７の３第３項及び第４項、一般則第 94 条の７の３第３項及び第４項又はコンビ則第 49 条の 7 の３第３項及び第４項で定める認定の基準について、その適合性の評価に当たっては、個々の事例ごとに判断することとなるが、判断の視点及びその解釈は下記のとおりとする。 なお、判断の視点における詳細事項は、判断の視点を例示するものであり、これと同等であるものは認めることとする。 また、特定認定高度保安実施者に関する認定に当たっては、冷凍則第 55 条の３第３項第５号、液

第 84 条第３項第３号、一般則第 86 条第３項第５号又はコンビ則第 41 条第３項第５号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

（１）冷凍則第 47 条第３項、液石則第 84 条第３項、一般則第 86 条第３項及びコンビ則第 41 条第３項について

法令の要求事項	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一　～　三	（略）	（略）	（略）
四　（略）	１　（略）	イ　（略）	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこと。 （ｉ）～(viii)（略） （ix） 保安検査及び検査管理の実施は、冷凍則別表第三、液石則別表第三、一般則別表第四、又はコンビ則別表第五若しくは別表第六に規定する認定の基準のとおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること。
	２　（略）	（略）	（略）

（２）冷凍則第47条第４項、液石則第84条第４項、一般則第86条第４項及びコンビ則第41条第４項について

（表略）

13. その他

（１）（略）

（２）その他

①～④　（略）

⑤　冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２三イ下欄二、三若しくは五中「完成検査組織の長」並びに冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２四ロ下欄二中「保安検査組織の長」及び冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２三ハ下欄二中「完成検査管理を行う組織の長」並びに冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２四ニ下欄二中「保安検査管理を行う組織の長」が実施する業務について、当該規則に規定する基準に該当する範囲内において、その業務を代行する者をあらかじめ指名することができることとする。

⑥　冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２三イ下欄六、上欄２四ロ下欄三及び告示第 10 条第２項第４号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは、一般社団法人日本非破壊検査協会が認定する非破壊試験に係る資格のうち非破壊試験技術者レベル２以上とする。

⑦　冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４又はコンビ則別表第５若しくは別表第６上欄２三ロ下欄二並びに上欄２四ハ下欄二中「適切に実施されること」とは、検査のチェックが有効に機能する体制であることとする。

石則第 92 条の７の３第３項第３号、一般則第 94 条の７の３第３項第５号又はコンビ則第 49 条の７の３第３項第５号に基づき、それぞれの認定の基準について、継続的改善を行っていることを確認することとする。

（１）冷凍則第55条の３第３項、液石則第92条の７の３第３項、一般則第94条の７の３第３項及びコンビ則第49条の７の３第３項について

法令の要求事項	判断の視点		解釈
	項目	詳細事項	
一　～　三	（略）	（略）	（略）
四　（略）	１　（略）	イ　（略）	(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこと。 （ｉ）～(viii)（略） （ix） 保安検査及び検査管理の実施は、冷凍則別表第五、液石則別表第六、一般則別表第六、又はコンビ則別表第九若しくは別表第十に規定する認定の基準のとおり検査組織及び検査管理組織が保安検査及び検査管理を実施していること。
	２　（略）	（略）	（略）

（２）冷凍則第55条の３第４項、液石則第92条の７の３第４項、一般則第94条の７の３第４項及びコンビ則第49条の７の３第４項について

（表略）

13. その他

（１）（略）

（２）その他

①～④　（略）

⑤　冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三イ下欄二、三若しくは五中「完成検査組織の長」並びに冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２四ロ下欄二中「保安検査組織の長」及び冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三ハ下欄二中「完成検査管理を行う組織の長」並びに冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２四ニ下欄二中「保安検査管理を行う組織の長」が実施する業務について、当該規則に規定する基準に該当する範囲内において、その業務を代行する者をあらかじめ指名することができることとする。

⑥　冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三イ下欄六、上欄２四ロ下欄三及び告示第 10 条第２項第４号ハ中「必要な非破壊検査技術に関する資格」とは、一般社団法人日本非破壊検査協会が認定する非破壊試験に係る資格のうち非破壊試験技術者レベル２以上とする。

⑦　冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６又はコンビ則別表第９若しくは別表第 10 上欄２三ロ下欄二並びに上欄２四ハ下欄二中「適切に実施されること」とは、検査のチェックが有効に機能する体制であることとする。

⑧　法第 39 条の 16 第２項の規定は、冷凍則第 47 条第１項第２号、液石則第 84 条第１項第２号、一般則第 86 条第１項第２号又はコンビ則第 41 条第１項第２号の認定に係る特定施設に限って、適用するものとする。 ⑨　冷凍則第 55 条の２第３項第２号ハ、液石則第 92 条の３第５項第２号ハ、一般則第 94 条の３第５項第２号ハ又はコンビ則第 49 条の３条第５項第２号ハの「保安検査に係る責任者」とは、12.（１）に掲げる表中四１に基づき整備された保安管理体制において選任された責任者をいう。	⑧　法第 39 条の 27 第２項の規定は、冷凍則第 55 条の３第１項第２号、液石則第 92 条の７の３第１項第２号、一般則第 94 条の７の３第１項第２号又はコンビ則第 49 条の７の３第１項第２号の認定に係る特定施設に限って、適用するものとする。 ⑨　冷凍則第 55 条の 12 第３項第２号ハ、液石則第 92 条の７の 13 第５項第２号ハ、一般則第 94 条の７の 13 第５項第２号ハ又はコンビ則第 49 条の７の 13 条第５項第２号ハの「保安検査に係る責任者」とは、12.（１）に掲げる表中四１に基づき整備された保安管理体制において選任された責任者をいう。
14. 冷凍則第 55 条の２第３項第１号、液石則第 92 条の３第５項第１号、一般則第 94 条の３第５項第１号又はコンビ則第 49 条の３第５項第１号に基づく保安検査の方法の申請手続について （１）申請手続 ①　保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第39条の２の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（その更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。 ②　保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、様式第１の保安検査方法の認定申請書を経済産業大臣に提出するものとする。 ③　（略） （２）（略）	14. 冷凍則第55条の12第３項第１号、液石則第92条の７の13第５項第１号、一般則第94条の７の13第５項第１号又はコンビ則第49条の７の13第５項第１号に基づく保安検査の方法の申請手続について （１）申請手続 ①　保安検査方法の認定申請は、高圧ガス保安法第39条の13の認定を受けている者が、保安検査方法の認定の必要が生じる都度、事業所ごとに申請を行わなければならない（同号の認定（その更新を含む。）に当たり保安検査方法の認定を行う場合を除く。）。 ②　保安検査方法の認定申請を行おうとする者は、様式第１の保安検査方法の認定申請書を事業所の所在地を管轄する産業保安監督部長を経由して経済産業大臣に提出するものとする。 ③　（略） （２）（略）
15. 冷凍則第 17 条第１項第７号、液石則第 16 条第１項第９号、一般則第 15 条第１項第９号又はコンビ則第 14 条第１項第９号の「認定高度保安実施者が行う高圧ガスの噴出又は漏えいの防止に係る設備の補修のために行う変更の工事であつて、一時的な補修として経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」の取扱いについて （１）「一時的な補修として経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」について 冷凍則第 17 条第１項第７号、液石則第 16 条第１項第９号、一般則第 15 条第１項第９号又はコンビ則第 14 条第１項第９号の「一時的な補修として経済産業大臣が軽微なものと認めたもの」とは、高圧ガス設備等における締結部（フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手又はホース継手）、開閉部（バルブ又はコック）若しくは可動シール部（以下「締結部等」という。）からの毒性ガス以外のガスの微量な漏えい（完成検査、保安検査又は定期自主検査における耐圧試験時若しくは気密試験時の少量の漏えいを含み、石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度）であって、人的被害のない場合に対する一時的な補修のために行う工事であり、あらかじめ高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）により（２）の要件を充たしていること（以下（２）の要件を充たす方法を「一時的な補修工法」という。）について技術的評価を受けた方法により当該事業者にて行われるものとする。 （２）一時的な補修工法の要件について 冷凍則第 7 条第 1 項第 4 号及び第 6 号、液石則第 6 条第 1 項第 13 号、第 14 号、第 17 号から第 19 号並びに第 36 号ホ及びヘ、一般則第 6 条第 1 項第 10 号から第 14 号並びに第 43 号ホ及びヘ並びにコンビ則第 5 条第 1 項第 15 号から第 19 号並びに第 9 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に基づくものとして、気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質を維持する観点から、当該工事が一時的な補修工法であるための要件は、次に掲げるものとする。 ①　事業所の保安管理体制について イ　事業者の意思決定プロセスに関する要件 一時的な補修工法の適用に際し、次の内容に対応する規程・基準類を有し、かつ、適切に実施できる体制を維持、構築していること。 （ⅰ）　漏えい（高圧ガス事故に該当するか否かを問わない）に際し、設備の停止を含め適切に対応する手順が確立されていること。 （ⅱ）　一時的な補修工法の適用の可否及び適用可能と判断した際の補修の着手について、その手順、承認者、その他意思決定プロセスが明確になっていること。 （ⅲ）　変更管理及びリスクアセスメントが適切に実施されること。	（新設）

（ⅳ）　一時的な補修工法の適用に関し、運転管理部門、設備管理部門、保安管理部門及び協力会社の役割並びに責任が明確になっていること。
（ⅴ）　一時的な補修工法の実施にあたり、施工中の不具合に対する措置が明確になっていること。
（ⅵ）　上記の実施内容について記録し、保存されること。
ロ　施工後の維持管理に関する要件
一時的な補修工法の適用後、適切な維持管理を実施するため、次の内容に対応する規程・基準類を有し、かつ、適切に実施できる体制を維持、構築していること。
（ⅰ）　（２）④に規定する要件を充たす「モニタリング」を実施することが明確になっていること。
（ⅱ）　一時的な補修のための工事を実施した箇所に対し、点検の頻度及び方法（正常・異常の判断基準を含む）が明確になっていること。
（ⅲ）　一時的な補修工法の適用後、再度漏えいが発生した際の措置が、（２）①イに規定する「事業者の意思決定プロセスに関する要件」に基づき適切に判断・実施されること。
（ⅳ）　一時的な補修のための工事の実施個所に対し、適切な保安検査が実施されること。
（ⅴ）　恒久補修に関し、材料の選定、変更管理、手順その他当該補修に関する事項が明確になっていること。
（ⅵ）　一時的な補修のための工事を実施した箇所の使用環境、稼動条件、劣化要因及び評価結果を踏まえ、得られた知見の水平展開を検討し、同様の事象を発見した場合には、その知見を活用して必要な措置をとること。
②　補修技術に関する要件
気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質を維持するための補修技術として、以下の要件を満たすものであること。
イ　一時的な補修のための工事を実施するに当たり、当該補修部位を固定する専用の治具（以下「治具」という。）をボルト止めし、当該治具内部と対象の設備との間の空間又は当該治具の外周に設けた溝に流動性を有するシール材を注入・充填して、噴出・漏えいを止める技術であること。
ロ　治具は、次に掲げるクランプ型又はボックス型のいずれかであること。
（ⅰ）　クランプ型※：対象設備の補修すべき部位を挟み込んで固定する治具の形態。治具と当該補修すべき部位との間隙にシール材を注入して補修する。（シール材の圧力が補修部に作用する。）
（ⅱ）　ボックス型※：対象設備の補修すべき部位を覆って固定する治具の形態。治具の外周に設けた溝にシール材を注入して補修する。（治具と対象設備の間は空洞となるため、シール材の圧力は補修対象部に直接作用しない。）
※国内のモックアップ試験により、施工法とシール材との組み合わせでの技術データを精査し、治具及びシール材の気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質が確認されていることが条件。
ハ　治具に用いる材料は、日本産業規格 JIS B8265:2024 『圧力容器の構造－一般事項－』 に許容応力及び物性の規定がある JIS 規格材とすること。
ニ　治具の設計は以下によること。
（ⅰ）　耐圧部材の設計は、JIS B8265:2024、JIS B8280:2003 又は機械工学便覧 α3 材料力学に基づく工学的に適切な方法による。シール材注入圧を受ける部位の強度は最大常用圧力に 7MPa を足した圧力で、それ以外の部位の強度は最大常用圧力で設計する。
（ⅱ）　シール材の健全性が次回予定されている定期修理時まで適切に保持されるよう、治具同士、治具と対象設備のすき間及びグランドパッキンの配置を設計する。なお、グランドパッキンは対象流体及び対象設備の温度に応じ、膨張黒鉛又は PTFE 系の市販の編みパッキンとする。
（ⅲ）　シール材が適切に注入・充填されるよう、シール材注入口の数及び配置を決める。
ホ　治具の製作は、国内又は国外で十分な実績がある等、安定的な製作能力が認められる製作会社により製作されるものであること。

ヘ　シール材は、国内又は国外で十分な使用実績がある等、安定的な品質が認められるものであることに加え、対象流体のガス種、圧力及び温度に適したものであること。

ト　設備への治具の設置及びシール材の注入は、国内又は国外で十分な実績がある等、安定的な施工力が認められる事業者が実施し、作業従事者は社内のシステムで技量が認証された者であること。

③　設備・部位に関する要件

補修の対象となる設備・部位について、気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質が維持されるとともに、耐震性能への影響が限定的となるよう、以下の要件を満たすものであること。

イ　当該補修を講じた箇所の内部の圧力及び温度について、最大常用圧力が 20MPa 以下及び実際の運転温度が対象流体の発火点温度から 20℃を引いた温度以下であること。

ロ　目視検査、肉厚測定、その他の非破壊検査により、対象設備が補修技術の適用に適した状態にあること（例えば、腐食により全面的に減肉した配管の場合、当該箇所へ補修技術を適用することにより締結部等の気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質に支障が生じないかなど）を確認すること。

ハ　（２）③ロの検査結果及び必要に応じ当該設備の過去の使用履歴から、対象設備の劣化要因を特定するとともに今後の劣化の進行度合いを評価し、補修技術を適用した後においても対象設備が健全性を維持できることを確認すること。

ニ　治具の重量及び設置部位を考慮し、設備の耐震性能への影響が限定的な場合のみ工事をすること。

④　モニタリングに関する要件

気密性、耐圧性、強度並びに用いられている材料の化学的成分及び機械的性質が維持されていることを確認するため、恒久補修まで適切なモニタリングが行われること。

イ　補修技術を適用した対象設備（治具を設置した箇所、部位等）の台帳を作成し、恒久補修が完了するまでの間、保存すること。当該台帳には、対象設備に係るガス種、最大常用圧力、最大常用温度、実際の運転温度、治具の種類、シール材名称その他施工に関する事項を記載すること。

ロ　対象設備（治具を設置した箇所、部位等）は、恒久補修するまでの間、遠隔監視による常時監視、１日１回以上の点検その他の方法により、異常がないことを確認すること。また、地震／風水害等の異常気象・自然災害発生後には、遅滞なく異常がないことを確認すること。

ハ　治具に注入したシール材は経時的に安定することにより圧力が低下し、微量な漏えいが再発する可能性があるため、ロにより微量な漏えいが確認された場合、シール材を追加注入すること。また、その旨を台帳に記録すること。なお、微量な漏えいが発生した場合は、再度、高圧ガス事故への該当性を確認すること。

ニ　対象設備（治具を設置した箇所、部位等）は、恒久補修するまでの間で、計画外の運転停止等により当該設備に作用する温度・圧力の変化が生じた場合は、運転再開前の点検を特に強化すること。

ホ　一時的な補修のための工事を行った場合、その対象設備、方法及び日時を協会に連絡すること。また、その後、恒久補修を行った場合も、その対象設備、方法及び日時を協会に連絡すること。

（３）技術的評価について

①　一時的な補修のための軽微な工事を行おうとする認定高度保安実施者は、協会による技術的評価を受けなければならない。

②　技術的評価を受けようとする者は、協会が別に定める評価に関する実施要領に基づき、協会の会長に申請しなければならない。

③　協会の会長は、当該実施要領に基づき技術的評価を行ったときは、速やかに申請を行った者にその結果を通知する。

（４）経済産業大臣及び都道府県知事への届出について

一時的な補修のための軽微な工事を行おうとする認定高度保安実施者は、（３）③により協会から通知された技術的評価結果を添えて、様式２を経済産業大臣及び当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

（５）経過措置

冷凍保安規則等の一部を改正する省令（令和８年経済産業省令第〇〇〇号）附則第２条の規定に基づき、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和４年法律第７４号）附則第１条第４号の施行の日から３年６月を経過するまでの間は、（１）～（４）までの規定中「認定高度保安実施者」とあるのは、「認定高度保安実施者、同法附則第２条第２項に規定する認定完成検査実施者又は同法附則第３条第２項に規定する認定保安検査実施者」として、これらの規定を適用する。

（６）更新について

① 更新については、（１）～（５）までの規定を準用する。

② 特定認定高度保安実施者の場合は最大７年、認定高度保安実施者の場合は最大５年の有効期間があること及び特定認定高度保安実施者又は認定高度保安実施者の認定期限があることを考慮して更新の申請を行うこと。

様式１

（略）

（備考）

１．・２．（略）

３．「〇〇」には、申請の根拠条文（冷凍保安規則第 55 条の２第３項第１号、液化石油ガス保安規則第 92 条の３第５項第１号、一般高圧ガス保安規則第 94 条の３第５項第１号又はコンビナート等保安規則第 49 条の３第５項第１号）を記入すること。

様式２

一時補修実施者届出書

年　月　日

殿

申請者
住　所
名　称
代表者

認定高度保安実施者の認定について 15.（３）に規定する高圧ガス保安協会による技術的評価を受けましたので、認定高度保安実施者の認定について 15.（４）の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

一時的な補修のための工事を行う事業所	名称	
	所在地	

（備考）

様式１

（略）

（備考）

１．・２．（略）

３．「〇〇」には、申請の根拠条文（冷凍保安規則第55条の12第３項第１号、液化石油ガス保安規則第92条の７の13第５項第１号、一般高圧ガス保安規則第94条の７の13第５項第１号又はコンビナート等保安規則第49条の７の13第５項第１号）を記入すること。

（新設）

１．この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 ２．代表権を有しない者が申請者となる場合は、代表権者の委任状を添付すること。	

〇認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について（20231213 保局第２号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改正後

認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

制定　２０２３１２１３保局第２号　令和５年１２月２１日
改正　　保局第　号　令和　年　月　日

１．認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査等について

経済産業大臣は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の３第２項の規定により、認定高度保安実施者の認定の申請者について、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法が認定の基準に適合することについて検査を行う。この場合において、経済産業大臣は、２．に定める評価の視点に沿って検査を行うこととする。

また、経済産業大臣が、法第 39 条の５第１項の規定により、高圧ガス保安協会又は法第 39 条の３第２項ただし書の指定を受けた者に調査を依頼する場合、当該調査の依頼を受けた高圧ガス保安協会又は法第 39 条の３第２項ただし書の指定を受けた者は、２．に定める評価の視点に沿って調査を行うこととする。

２．認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第 47 条第１項及び第２項、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下 「液石則」という。）第 84 条第１項及び第２項、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 86 条第１項及び第２項並びにコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」と いう。）第 41 条第１項及び第２項で定める認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のと おり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第 47 条第２項、液石則第 84 条第２項、一般則第 86 条第２項及びコンビ則第 41 条第２項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
法第三十九条の三第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。		
一～三　（略）	（略）	（略）

（２）コンビ則別表第５について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　（略）	（略）	（略）
２　保安に関するリスク管理の体制		
一・二　（略）	（略）	（略）
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　認定高度完成検査業務		

改正前

認定高度保安実施者に関する認定の基準の詳細について

制定　２０２３１２１３保局第２号　令和５年１２月２１日

１．認定高度保安実施者の認定に関する経済産業大臣の検査等について

経済産業大臣は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 39 条の 14 第２項の規定により、認定高度保安実施者の認定の申請者について、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法が認定の基準に適合することについて検査を行う。この場合において、経済産業大臣は、２．に定める評価の視点に沿って検査を行うこととする。

また、経済産業大臣が、法第 39 条の 16 第１項の規定により、高圧ガス保安協会又は法第 39 条の 14 第２項ただし書の指定を受けた者に調査を依頼する場合、当該調査の依頼を受けた高圧ガス保安協会又は法第 39 条の 14 第２項ただし書の指定を受けた者は、２．に定める評価の視点に沿って調査を行うこととする。

２．認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）第 55 条の３第１項及び第２項、液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下 「液石則」という。）第 92 条の７の３第１項及び第２項、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）第 94 条の７の３第１項及び第２項並びにコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」と いう。）第 49 条の７の３第１項及び第２項で定める認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のと おり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第 55 条の３第２項、液石則第 92 条の７の３第２項、一般則第 94 条の７の３第２項及びコンビ則第 49 条の７の３第２項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
法第三十九条の十四第一項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。		
一～三　（略）	（略）	（略）

（２）コンビ則別表第９について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　（略）	（略）	（略）
２　保安に関するリスク管理の体制		
一・二　（略）	（略）	（略）
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　（略）	（略）	（略）
ロ　認定高度完成検査業務		

一　（略）	（略）	（略）
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十八条第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）	（略）	（略）
ハ　（略）	（略）	（略）
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制		
イ・ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　認定高度保安検査業務		
一　（略）	（略）	（略）
二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）	（略）	（略）
ニ　（略）	（略）	（略）
３　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		
（略）	・以下の１～３の対応を行っている。 １　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築 （１）対象システムを含むサイバーセキュリティ対策 に	（略）

一　（略）	（略）	（略）
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）	（略）	（略）
ハ　（略）	（略）	（略）
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査」という。）の体制		
イ・ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　認定高度保安検査業務		
一　（略）	（略）	（略）
二　認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）	（略）	（略）
ニ　（略）	（略）	（略）
３　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		
（略）	・以下の１～３の対応を行っている。 １　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築 （１）対象システムを含むサイバーセキュリティ対策 に	（略）

	係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ② （略） （２）対象システムのサイバーセキュリティに関する リスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン			係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む基本方針が定められ、文書化されている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ② （略） （２）対象システムのサイバーセキュリティに関する リスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	
	２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施 対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体	（略）		２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施 対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体	（略）

	的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 −石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン			的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 −石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	
	３　継続的改善の実施 （１）対象システムのサイバーセキュリティ対策を定 期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 −石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン （２）自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。	（略）		３　継続的改善の実施 （１）対象システムのサイバーセキュリティ対策を定 期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 −石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン （２）自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。	（略）

	−石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	

（３）冷凍則別表第３、液石則別表第３、一般則別表第４及びコンビ則別表第６について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　（略）		
２　保安に関するリスク管理の体制		
一・二　（略）		
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　（略）		
ロ　認定高度完成検査業務		
一　（略）		
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が冷凍則第五十四条第一項、液石則第九十一条第一項、一般則第九十三条第一項又はコンビ則第四十八条第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）		
ハ　（略）		
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査		

	−石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン −石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 −工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	

（３）冷凍則別表第５、液石則別表第６、一般則別表第６及びコンビ則別表第 10 について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
１　（略）		
２　保安に関するリスク管理の体制		
一・二　（略）		
三　認定高度保安実施者の行う完成検査（以下この表において「認定高度完成検査」という。）の体制		
イ　（略）		
ロ　認定高度完成検査業務		
一　（略）		
二　認定高度完成検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、製造施設に係る完成検査の方法を定める規程（当該完成検査の方法が第四十九条の七の十第一項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）		
ハ　（略）		
四　認定高度保安実施者の行う保安検査（以下この表において「認定高度保安検査		

」という。）の体制		
イ・ロ　（略）		
ハ　認定高度保安検査業務		
一　（略）		
二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が冷凍則第五十五条の二第二項若しくは第三項、液石則第九十二の三条第四項若しくは第五項、一般則第九十四条の三第四項若しくは第五項又はコンビ則第四十八条第四項若しくは第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）		
ニ　（略）		
３　サイバーセキュリティの確保		
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	・以下の１～３の対応を行っている。 １　対象システムのサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築 （１）対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的 や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む	（略）

」という。）の体制		
イ・ロ　（略）		
ハ　認定高度保安検査業務		
一　（略）		
二 認定高度保安検査は、各々の検査箇所に適した経験等を有する者が、特定施設に係る保安検査の方法を定める規程（当該保安検査の方法が第四十九条の七の十三第四項又は第五項の規定に適合するものに限る。）に基づき、適切に実施されることが明確に定められ、かつ、適切に実施されること。	（略）	（略）
三・四　（略）		
ニ　（略）		
３　サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下同じ。）の確保		
サイバーセキュリティの確保に関する計画の策定、実施、評価及びその改善等を継続的に行つていること。	・以下の１～３の対応を行っている。 １　生産管理システム又はプラント制御システム（以下「対象システム」という。）のサイバーセキュリティ対策に係る計画の策定及び体制の構築 （１）対象システムを含むサイバーセキュリティ対策に係る基本方針が明確に定められ、かつ、文書化されている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムを含むサイバーセキュリティ対策について、取り組む目的 や方向性、経営層によるコミットメント、体制、定期的な評価・見直し等を含む	（略）

	基本方針が定められ、文書化されている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ② 基本方針を組織内に伝達している。 （２）対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン			基本方針が定められ、文書化されている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン ② 基本方針を組織内に伝達している。 （２）対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。具体的には以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関するリスクを特定している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	
	２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサ	（略）		２　対象システムのサイバーセキュリティ対策の実施対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティに関して特定したリスクについて、必要に応じて、対策を講じている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情	（略）

	イバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン			報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	
	３　継続的改善の実施 （１）対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン （２）自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野におけるサイバーセキュリティガイドライン -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	（略）		３　継続的改善の実施 （１）対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、対象システムのサイバーセキュリティ対策を定期的に自己評価している。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン （２）自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。具体的には、以下の対応を行っている。 ① 以下いずれかのガイドラインを参考に、自己評価の結果等を踏まえ、対象システムのサイバーセキュリティ対策の見直しを行っている。 -石油分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン -石油化学分野における情報セキュリティ確保に係る安全基準 -工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン	（略）

	・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	

（４）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
第一章～第三章　（略）		
第四章　実施及び運用		
第十条（体制及び役割等）		
（略）	（略）	（略）
２　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		
一　事業所全般に関する事項		
イ　事業所の体制		
（１）　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」と総称する。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。	（略）	（略）
（２）・（３）　（略）	（略）	（略）
ロ　（略）		
ハ　管理担当組織の長の資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。	（略）	（略）
（１）　経験十年以上（本社又は事業所等における管	（略）	（略）

	・サイバーセキュリティ対策は、特に高圧ガスに起因する爆発・火災事故、毒性ガスの大量漏えい等の災害を防止することを重視したものとなっている。	

（４）認定高度保安実施者の認定に係る事業所の体制の基準について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
第一章～第三章　（略）		
第四章　実施及び運用		
第十条（体制及び役割等）		
（略）	（略）	（略）
２　事業所は、保安管理計画を実施し、及び運用するため、事業所の体制及び役割等に関する次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		
一　事業所全般に関する事項		
イ　事業所の体制		
（１）　保安管理を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、保安管理部門。以下同じ。）、設備管理を担当する組織（同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、設備管理部門。以下同じ。）及び運転管理を担当する組織（同表の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、運転管理部門。以下同じ。）（以下これらを「管理担当組織」と総称する。）を設置するとともに、各管理担当組織の長を他の管理担当組織の長以外の者から選任すること。	（略）	（略）
（２）・（３）　（略）	（略）	（略）
ロ　（略）		
ハ　管理担当組織の長の資格 各管理担当組織の長は、次のいずれかに該当する者であること。	（略）	（略）
（１）　経験十年以上（本社又は事業所等における管	（略）	（略）

理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第三の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。）		
（２）　（略）	（略）	（略）
二　保安管理を担当する組織に関する事項		
イ・ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　保安管理を担当する組織の要件 　保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）
四　設備管理を担当する組織に関する事項		
イ　設備管理を担当する組織の体制		
（１）　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。	（略）	（略）

理担当組織の経験年数を通算する。）で、かつ、甲種化学責任者免状、乙種化学責任者免状、甲種機械責任者免状又は乙種機械責任者免状を有している者（冷凍保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者にあっては、第一種冷凍機械責任者免状又は第二種冷凍機械責任者免状を有している者、コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者が同令第三十四条第一項に定める特定施設の運転を停止することなく保安検査を行う場合にあっては、甲種化学責任者免状又は甲種機械責任者免状を有している者に限る。）		
（２）　（略）	（略）	（略）
二　保安管理を担当する組織に関する事項		
イ・ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　保安管理を担当する組織の要件 　保安管理部門に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
三　（略）	（略）	（略）
四　設備管理を担当する組織に関する事項		
イ　設備管理を担当する組織の体制		
（１）　運転管理を担当する組織と工事を担当する組織（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定事業所にあっては、工事担当部門）との引継ぎ及び引渡しに関する体制を整備すること。	（略）	（略）

（２）　（略）	（略）	（略）
ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　設備管理を担当する組織の要件 　設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
五　協力会社に関する事項		
イ～ハ　（略）	（略）	（略）
ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
ホ・ヘ　（略）	（略）	（略）
六～八　（略）	（略）	（略）
３　（略）	（略）	（略）
第十一条～第十四条　（略）	（略）	（略）
第十五条（緊急事態への準備及び対応）		
（略）	（略）	（略）
２・３　（略）	（略）	（略）
４　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。	（略）	（略）
一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第五の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項	（略）	（略）
二～六　（略）	（略）	（略）
七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び	（略）	（略）

（２）　（略）	（略）	（略）
ロ　（略）	（略）	（略）
ハ　設備管理を担当する組織の要件 　設備管理を担当する組織に所属している者の五十パーセント以上が製造保安責任者免状又は必要な非破壊検査技術に関する資格を有していること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
五　協力会社に関する事項		
イ～ハ　（略）	（略）	（略）
ニ　複数の協力会社を使用する場合にあっては、当該協力会社で構成する協力会社協議会に関する事項を定めること（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）。	（略）	（略）
ホ・ヘ　（略）	（略）	（略）
六～八　（略）	（略）	（略）
３　（略）	（略）	（略）
第十一条～第十四条　（略）	（略）	（略）
第十五条（緊急事態への準備及び対応）		
（略）	（略）	（略）
２・３　（略）	（略）	（略）
４　事業所は、防災管理に関する次に掲げる事項を含む規程・基準類を整備し、かつ、防災管理を適切に実施する体制を明確にしなければならない。	（略）	（略）
一　災害対策本部（コンビナート等保安規則別表第九の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）及び事業所内外に対応する防災組織の設置に関する事項	（略）	（略）
二～六　（略）	（略）	（略）
七　保安上密接な関係を有する事業所との相互応援に関する協定の締結、並びにそれに伴う定期的な訓練及び	（略）	（略）

情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第五又は別表第六の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第三、一般高圧ガス保安規則別表第四又はコンビナート等保安規則別表第五若しくは別表第六の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）	（略）	（略）
九　（略）	（略）	（略）
５　（略）	（略）	（略）
第五章・第六章　（略）	（略）	（略）

３．特定認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍則第 47 条第３項及び第４項、液石則第 84 条第３項及び第４項、一般則第 86 条第３項及び第４項並びにコンビ則第 41 条第３項及び第４項で定める特定認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第 47 条第３項、液石則第 84 条第３項、一般則第 86 条第３項、コンビ則第 41 条第３項について

（表略）

（２）冷凍則第 47 条第４項、液石則第 84 条第４項、一般則第 86 条第４項、コンビ則第 41 条第４項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
令第十条ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。	（略）	（略）

情報交換に関する事項（コンビナート等保安規則別表第九又は別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）		
八　導管に係る災害の防止に関する事項（液化石油ガス保安規則別表第六、一般高圧ガス保安規則別表第六又はコンビナート等保安規則別表第九若しくは別表第十の適用を受ける認定高度保安実施者に限る。）	（略）	（略）
九　（略）	（略）	（略）
５　（略）	（略）	（略）
第五章・第六章　（略）	（略）	（略）

３．特定認定高度保安実施者の認定の基準の詳細について

冷凍則第 55 条の３第３項及び第４項、液石則第 92 条の７の３第３項及び第４項、一般則第 94 条の７の３第３項及び第４項並びにコンビ則第 49 条の７の３第３項及び第４項で定める特定認定高度保安実施者の認定の基準について、各基準への適合性を確認する際の評価の視点及び確認する書類の例を下記のとおり定める。

なお、評価の視点及び確認する書類の例に記載する事項は例示であり、各基準への適合性の判断は、申請者の個別の事情を踏まえて行うものとする。

（１）冷凍則第 55 条の３第３項、液石則第 92 条の７の３第３項、一般則第 94 条の７の３第３項、コンビ則第 49 条の７の３第３項について

（表略）

（２）冷凍則第 55 条の３第４項、液石則第 92 条の７の３第４項、一般則第 94 条の７の３第４項、コンビ則第 49 条の７の３第４項について

法令の要求事項	評価の視点	確認する書類の例
令第十条の二ただし書の経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものは、先端的な情報通信技術を用いた保安の確保の方法であつて、保安を確保するため作業員が行うべき判断を補助する技術を活用するものをいう。	（略）	（略）

○民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）（20231213 保局第 3 号）　新旧対照表

（改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。）

改　正　後	改　正　前
民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規） 制定　２０２３１２１３保局第３号　令和５年１２月２１日 改正　　保局第　号　令和　年　月　日	**民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）**
１．目的 民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 35 条第４項における保安検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 94 条の３第５項第３号及びコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 49 条の３第５項第３号に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを示す。	１．目的 民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 35 条第４項における保安検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号）第 94 条の７の 13 第５項第３号及びコンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号）第 49 条の７の 13 第５項第３号に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを示す。
２．・３．　（略）	２．・３．　（略）
別紙 民間規格評価機関の要件	別紙 民間規格評価機関の要件
１．適用範囲 一般高圧ガス保安規則第 94 条の３第５項第３号及びコンビナート等保安規則第 49 条の３第５項第３号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。	１．適用範囲 一般高圧ガス保安規則第 94 条の７の 13 第５項第３号及びコンビナート等保安規則第 49 条の７の 13 第５項第３号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。
２．　（略）	２．　（略）